

令和7年度岩手県藻場保全・創造方針見直し検討業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「令和7年度岩手県藻場保全・創造方針見直し検討業務委託」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものであり、本仕様書に記載のない事項は、「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」（令和7年5月水産庁漁港漁場整備部）、「設計業務等共通仕様書」（令和6年10月1日以降適用・岩手県県土整備部）によるものとする。

2 目的

本業務は、近年の海水温上昇等の海洋環境の変化及び水産庁が策定した「藻場・干潟ビジョン」の改訂などを踏まえた「岩手県藻場保全・創造方針（R3～R12）」（以下、「県藻場方針」という。）の中間見直し※検討を目的とする。

※海水温の変化などの海洋環境や海藻の繁茂状況などのモニタリング結果等を踏まえ、おおむね5年毎に、対策の効果を検証の上、目標等を見直すもの。

3 業務場所

岩手県地区

4 履行期間

本業務の履行期間は、令和8年3月16日までとする。

履行期間には、作業日数、準備日数、後片づけ日数のほか、休工期（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工期、連休等）を含むものである。

5 業務概要

岩手県藻場保全・創造方針見直し検討 1式

6 業務内容

(1) 計画準備

業務の目的を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成して発注者に提出する。

(2) 県藻場方針見直し検討

県藻場方針における以下の項目について見直し検討を行う。

参考：県藻場方針

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/kibanseibi/1043814.html>

ア 対象海域の概要

(ア) 藻場の概要

a 藻場の概要の更新

海域環境には、水深、底質、海水温、流況及び波浪、食害生物等の項目が挙

げられるが、特に上昇傾向にある海水温は、近年の結果を更新の上、分析・評価を行う。

藻場分布域の変遷は、本県で実施する沿海漁業協同組合へのアンケート調査の結果及び令和6年度に実施した調査結果を踏まえ、分布範囲や面積について最新の情報に更新する。

食害生物の分布状況は、ウニ類及び植食性魚類等の食害の最新の動向をとりまとめる。

(イ) 藻場の衰退要因

令和6年度の調査結果等を踏まえ、構成種や立地環境を整理することにより、衰退要因について分析を行う。

(ウ) 藻場の保全・創造に向けた行動計画

a 目標

本県の藻場分布域の変遷や最新の知見等を踏まえて、目標の再設定を行う。

b 藻場の保全・創造対策の概要

藻場造成の方針やハード・ソフト対策について、本県の藻場分布域の変遷や最新の知見等を踏まえて、更新する。

(3) 検討会等の開催

ア 検討会

専門家や学識経験者（3名を想定）を招へいして意見を伺う検討会（事前説明及び運営に必要な事項等を含む）を2回開催する。

(4) 報告書とりまとめ

成果を報告書にとりまとめる。

(5) 照査

検討結果や成果品については十分な照査を実施する。

(6) 打合せ協議

打合せ協議は、事前、中間1、最終の計3回とする。

初回及び成果品納品時には原則として管理技術者が立ち会うこと。

7 貸与資料

次の資料を業務開始時に発注者から貸与する。

- (1) 岩手県水産業・漁村復興支援調査（藻場回復行動計画策定）業務委託報告書
- (2) 令和6年度藻場分布調査・分布図作成業務委託報告書
- (3) その他必要とする関係資料

8 成果

- (1) 報告書は、全体版のほか概要版を作成すること。
- (2) 報告書は、電子納品とし、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部提出すること。
- (3) 電子媒体に併せ、印刷製本した報告書を1部（図面含む）提出すること。

9 管理技術者

管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者を置くこととする。

また、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

- (1) 技術士・総合技術監理部門（水産－水産土木）
- (2) 技術士・水産部門（水産土木）
- (3) R C C M（水産土木）で、藻場ビジョン（行動計画）策定（見直しを含む）業務における管理技術者の実績を有する者
- (4) 大学又は高等専門学校卒業後、水産土木業務の経験が20 年以上で、藻場ビジョン（行動計画）策定（見直しを含む）業務における管理技術者の実績を有する者
- (5) 高等学校又は専修学校卒業後、水産土木業務の経験が25 年以上で、藻場ビジョン（行動計画）策定（見直しを含む）業務における管理技術者の実績を有する者

10 照査技術者

照査技術者を配置することとし、必要な資格は管理技術者と同様とする。

また、照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。

11 守秘義務

受注者は、本業務で知りえた各種情報を第3者に漏洩、転写、譲渡又は閲覧させてはならない。また、他の目的で使用してはならない。

12 個人情報の取扱い

- (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- (2) 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

13 その他

- (1) 受注者は、本業務の履行について、毎月末の状況を発注者に報告すること。
- (2) 本仕様書及び設計図書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員に報告し、対処方針については調査職員と協議の上、決定すること。